

さくらんぼ



恵庭市男女共同参画情報紙

2005

vol. 2



条例の「めざす姿」から抜粋

平成15年7月に定めた「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」では、家庭、学校、職場、地域、市役所それぞれの場において「めざす姿」を掲げています。

「学校のめざす姿」は次のとおりです。

学校のめざす姿

- 1 一人ひとりの個性や能力と人権を大切にする教育を実践する学校
- 2 お互いの性を尊重する学習が、しっかりと行なわれる学校

情報紙の名称が決定！！

先の創刊号で公募していました男女共同参画情報紙の名称が「さくらんぼ」に決定しました。この名称は、恵庭中学校2年生小野寺さんの応募作品で、みなさんから寄せられた作品を審議会で審議していただき決定したものです。

「さくらんぼ」という名称には、二つの実が繋がってさくらんぼの「房」となるように、社会という一つの「共同体」は、男性と女性が協力しあって成り立つもの、という意味が込められています。そのさくらんぼの意味する男女共同参画社会の実現のために、これからもこの情報紙「さくらんぼ」を編集していきたいと考えていますので、ご覧ください。

なお、名称の募集には、たくさんの方から作品が寄せられました。ここにお礼申し上げます。ありがとうございました。

なぜ、男女共同参画社会なの？

男女平等の実現に向け、いろいろな施策が取り組まれているところです。しかし、大事な意思決定の場に女性が加わる事ができなったり、男女間の不平等を感じたりすることもまだまだ多いようです。



また、少子高齢化など私たちの生活を巡る状況が変化していく中で、男女が「男は仕事、女は家庭」といったような「性別による固定的な役割分担（ジェンダー）」にとらわれずに、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

・・・それでは、日常生活の中に隠れている『ジェンダー』を探してみましょう・・・

※職場では・・・

「男の仕事」「女の仕事」を決めつけていませんか？



お茶お願いできるかな・・・



総合案内
受付は、やっぱり女の子がいいよねー。

※近所の公園では・・・

子どもを公園に連れて行くのは、「母親の役割」だと決めつけていませんか？



今日はお父さんと一緒なのね。
お母さんの具合でも悪いのかしら？

※遊びの場では・・・

「女の子だからできない」「男の子だからする」などと決めつけず、いろいろなことを経験できる方がいいよね。



もっと、おしとやかにしなさい。
女の子なんだから。

男の子でしょ。
毛糸編みなんてやめなさい。



みなさんどうでしたか？

私たち自身が、意識をしないままに行動していることがわかります。

ジェンダーは時代や社会、文化の中でつくられたものですから、それは変えていくことができるはずです。これからは「女だから」「男だから」ではなく、共に生きるパートナーとして「人間らしく」「その人らしく」生きられる社会を、みんなでつくっていきませんか？



男女共同参画社会へのキーワード（第1回）

男女共同参画は用語からして難しく、意味がよく分からないという方のため、今回から理解するためのキーワードを紹介していきます。

◆お茶くみ・コピー取り

以前は女性の仕事といえば、お茶くみやコピー取り、おつかいなど、補助的なものが主でした。しかし、「男女雇用機会均等法」の施行以降は、管理職や専門職などで活躍する女性が増えています。



◆自分のことは自分で

男女共同参画社会の実現には、男性の生活的自立が欠かせません。料理、掃除など、生活に必要なことは自分でできることが大切です。

◆女性は家庭に入る

「女は家庭、男は仕事」という言葉に代表されるように、これまでは女性は結婚したり、子どもが生まれたら、家庭に専念するのが当たり前とされてきました。しかし、最近では若い世代ほど、男女の性別役割分担を否定する人が多くなっています。



トピックス

男女共同参画フォーラム開催される

『男女共同参画フォーラム・第5回女性大会えにわ』が10月4日、恵庭市民会館において商工会議所女性会、更正保護女性会、老人クラブ連合会、生活学校淡、女性会議など市内の女性団体でつくる「女性ネットワークえにわ（佐野淑子代表）」の主催で開催されました。大会では、佐野代表、黒氏市長によるあいさつの後、フリーライターの枝木順子さんが講演し、参画と協働の視点からまちづくりを語ったほか、女性ネットワークえにわに参加している各団体による活動状況の報告が行な

われました。

今回は5回目の開催という節目を記念して交流会も開催されました。手品や踊りなどのパラエティーに富んだアトラクションが行なわれ、幅広い年齢層の参加の下、交流を深め、自分らしい生き方を考える絶好の機会となっていました。

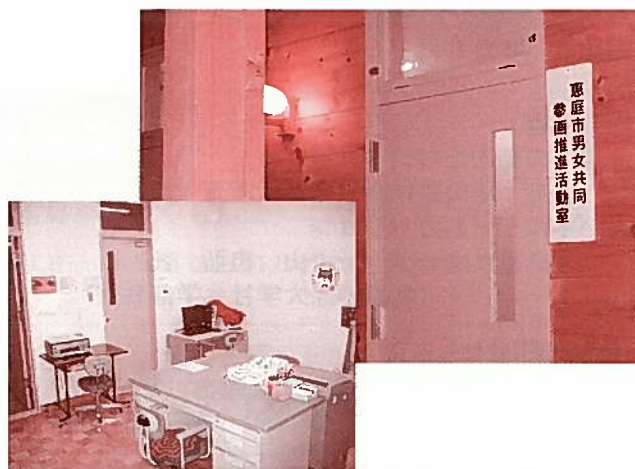


恵庭市男女共同参画推進活動室オープン

今年7月、恵庭駅前通にある恵庭市交流プラザ（まなび館2階）内に恵庭市における男女共同参画の拠点として恵庭市男女共同参画推進活動室の事務所が開設されました。

ここを拠点に市内の女性団体が常駐し、活動しています。

交流プラザは、午前9時から午後5時まで（休館日は月曜日、祝日、年末年始）。会議室等の利用は無料で、事前に許可が必要です。なお、会議室等は、午後10時まで使用できます。



〒061-1442 恵庭市緑町2丁目2-2

(Tel.31-8164)

※ 会議室の使用申込は、図書課へ (Tel. 37-2181)

男女共同参画関係相談窓口

配偶者暴力に関する道内の窓口

北海道立女性相談援助センター Tel 011(666)9955
北海道男女平等参画推進室 Tel 011(221)6780
石狩支庁地域政策部環境生活課 Tel 011(232)4760

労働相談に関する窓口

北海道労働局雇用均等室 Tel 011(709)2715
札幌総合労働相談コーナー Tel 011(223)8712

女性問題全般

(財)北海道女性協会 Tel 011(251)6329
(人生相談・法律相談は事前に予約が必要です。)

恵庭市の相談窓口

弁護士による無料法律相談 事前に申込が必要で
す。広報広聴課(内線 2363)又は社会福祉協議会
(Tel 33-9436)にご相談ください。

配偶者への暴力 市役所子ども未来室 内線 1231
健康相談 保健センター Tel 37-4121
求人求職相談 市役所商工振興課 内線 1900

男女共同参画全般

市役所総務部総務課 男女共同参画推進担当
内線 2212

お知らせコーナー

女性会議 10年記念フォーラム

広げよう元気なまちづくり

老若男女が持てる力を共有し合い、元気でワクワクするまちづくりを小地域で実践し、ネットワークの連携で安全安心「みんなが幸せな社会をめざす」ための活動の輪を広げるため、フォーラムを開催します。

【講演テーマ】

始めなければじまらない
つづけなければ続かない

とき 平成17年12月6日(火) 13:00~
ところ 恵庭市民会館 3階 中ホール
参加料 800円

内 容

- * 旭山の動物たちの写真展
講師：旭山動物園副園長 坂東 元 氏
- * パネルディスカッション
コーディネーター：小山 忠弘 氏
(札幌国際大学社会学部教授)

連絡先問合せ

恵庭女性会議[団体事務室]火曜日 Tel 24-8260
桜井 32-4661 三木 28-3360 亀石 33-9245

全国一斉「女性の人権ホットライン」開設



法務省及び全国人権擁護委員連合会では、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に下記の日時を全国一斉の電話相談日としました。全国50の法務局・地方法務局に常設している専用相談電話「女性の人権ホットライン」を増設し、夫からの暴力等で悩んでいる女性の人権相談に、女性の人権擁護委員が応じます。

[日 時]

11月20日(日) 10:00~17:00

[電話番号]

法務局ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)
で確認するか又はお近くの法務局・地方法務局
にお尋ね下さい。

[問い合わせ先]

全国人権擁護委員連合会事務局
(法務省人権擁護局内)
Tel 03-3580-4111 (内線 2696)

総務部総務課では、この情報紙や男女共同参画に関する皆さんからのご意見・ご感想を待っています。

発行 平成17年11月
恵庭市役所総務部総務課
Tel 33-3131 (内線 2212)